

News Release

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK: 945

報道関係者各位
2023年3月31日

マニユライフ生命、『未来につなげる終身保険』の契約年齢の下限を 60 歳から 50 歳に拡大

- 契約通貨の一時払保険料を上回る保障が一生継続通貨選択型の一時払終身保険

マニユライフ生命保険株式会社(取締役代表執行役社長兼 CEO:ブノワ・メスレ、本社:東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は 4 月 1 日より、通貨選択型一時払終身保険『未来につなげる終身保険』の契約年齢の下限を従来の 60 歳から 10 歳引き下げ、50 歳からに拡大します。

『未来につなげる終身保険』は、少しでも資産をご家族にのこしたいというお客様の相続ニーズにお応えするために開発された、契約通貨を選択できる一時払終身保険です。契約日の積立利率が終身にわたって適用され、契約時の死亡・高度障害の保険金額が一生保証される、シンプルで分かりやすい内容の商品となっており、多くのお客様にご好評いただいております。

死亡・高度障害の場合にお支払いする保険金額は、契約通貨の一時払保険料を契約時から上回ります。一時払保険料から所定の契約初期費用を控除した金額を積立金として、契約時に選択いただいた契約通貨に応じた積立利率[※]で運用されます。既に払込通貨として選択できる外貨をお持ちの方は、外貨にて保険料をお払い込みいただくことも可能です。契約年齢を拡大することにより、より多くのお客様の相続ニーズに対応してまいります。

マニユライフ生命は、ウェルスソリューションのスペシャリストとして、幅広い資産形成・運用・承継ニーズにお応えするために多角的な価値提案を行なっています。相続に対するニーズをはじめ、退職後の生活への不安や課題解決のためのソリューションを提供し、お客様がより長く、より健康的な生活を送るための資産形成のニーズに、引き続きお応えしていきます。

※ 積立金の計算の際に、死亡保障および高度障害保障に必要な費用(保険関係費)を控除するため、積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。

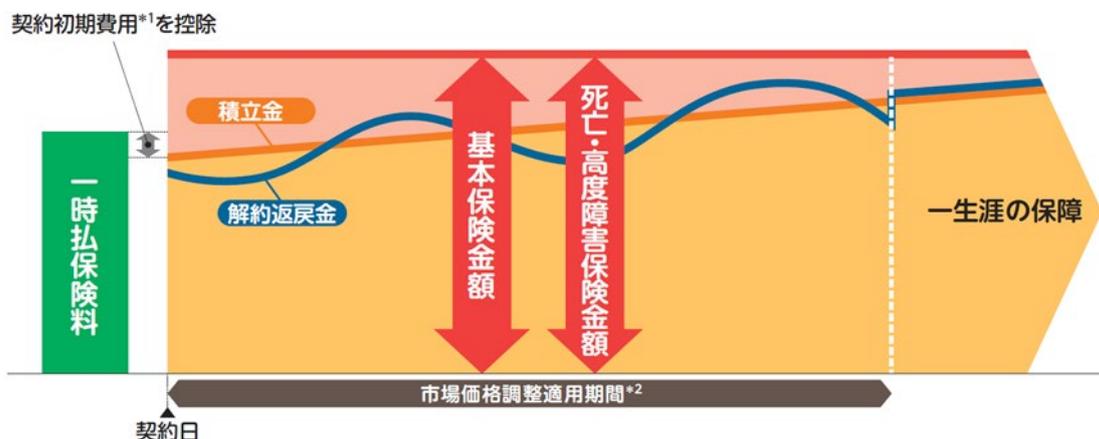
マニユライフ生命について

マニユライフ生命は、カナダを本拠とする大手金融サービスグループ、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション(マニユライフ)のグループ企業です。法人ならびに個人のお客様がより簡単に最適な保障を選択し、より良い毎日を送るためのお手伝いをします。公式ウェブサイト(www.manulife.co.jp)をご覧ください。

<通貨選択型一時払終身保険『未来につなげる終身保険』別紙>

(詳細は右記 URL を参照 <http://www.manulife.co.jp/miraisyushin>)

1. 商品イメージ図



* 1 詳細は、「4.リスクと費用」をご覧ください。

* 2 次のいずれか短い期間です。

・契約日からその日を含めて 20 年を経過する日までの期間

・契約日から被保険者の年齢 90 歳となる契約応当日の前日までの期間

2. 特長

(1) のこすために活用できる保険

- 死亡・高度障害の場合のお支払いの基準となる基本保険金額^{*1}は、契約当初から契約通貨の一時払保険料を上回る金額が、一生涯にわたって保証されます。
- 終身にわたって契約日の積立利率^{*2}が適用されます。
- 契約通貨は、米ドル、豪ドルまたは円^{*3}のいずれかから選択できます。
- 契約通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、保険料を多彩な通貨（円、米ドル、豪ドル、ユーロ、ニュージーランドドルの 5 種類の通貨）から選択してお払い込みいただけますので、既にお持ちの外貨もご利用いただけます。

(2) 簡単な告知方法

- わかりやすい 2 段階の簡単な告知^{*4}でお申し込みいただけます。

(3) 健康相談等の付帯サービス

- マニライフ生命の業務提携先であるティーパック株式会社が提供する付帯サービス『メディカルリリーフ（プラス）』の健康相談サービス^{*5}や日本を代表する医師（総合相談医）によるセカンドオピニオンのサービス等がご利用いただけます^{*6}。
- 健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等に関する電話相談を 24 時間年中無休で、医師・看護師等のスタッフが受ける、ティーパック株式会社提供の「メディカルほっとコール 24」^{*7}がご利用いただけます。

* 1 一時払保険料や契約日の積立利率、被保険者の契約年齢および性別等に基づいて、マニライフ生命の定める方法で計算されます。

* 2 積立利率は、マニライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月 2 回（1 日と 16 日）設定され、契約日に設定されている積立利率が終身にわたって適用されます。

* 3 3 月 31 日現在、契約通貨(円)は販売を休止しています。

* 4 告知項目にすべて当てはまらない場合でも、職業・体格等によっては、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。基本保険金額と一時払保険料の差額が告知書扱の加入限度額を超える場合は、医師による診査や健康診断書のご提出および専用の告知書による告知が必要になります。

* 5 ティーパック株式会社の主力サービスである「ドクターオブドクターズネットワーク」であり、マニライフ生命では専用のサービス名称『メディカルリリーフ（プラス）』として提供しています。

* 6 サービスを利用できる対象者は被保険者です。

* 7 サービスを利用できる対象者は被保険者とその 1 親等以内のご家族です。

3. 主な取り扱い

| | | | | | |
|-----------------------------|--|-------------------------|-------------------------|--------|---------------|
| 被保険者の契約年齢 | 50歳～87歳(満年齢) | | | | |
| 最低保険料と保険料の単位 | 円 | 米ドル | 豪ドル | | |
| | 200万円 (10,000円単位) | 20,000米ドル (100米ドル単位) | 20,000豪ドル (100豪ドル単位) | | |
| 保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合の通貨の取扱単位 | 契約通貨が次のとき:  米ドル  豪ドル | | | | |
| | 円 | 米ドル | ユーロ | 豪ドル | ニュージーランドドル |
| | 10,000円 | 100米ドル | 100ユーロ | 100豪ドル | 100ニュージーランドドル |
| | ※契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが0.01米ドル、豪ドルのときが0.01豪ドルとなります。 | | | | |
| 最高基本保険金額 | 7億円相当額 ※契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートをを用いて円に換算した金額です。 ※被保険者の契約年齢・職業等やマニライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。 ※基本保険金額の取扱単位は、円のときが100円、米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。 | | | | |
| 保険料の払込方法 | 一時払のみ ※マニライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。 | | | | |
| 保険期間 | 終身 | | | | |

※契約時の金融情勢等の影響により、契約年齢等によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

- ご契約の具体的な内容は、「契約申込書(情報端末を利用した場合は、お手続き画面)」にご記入いただけます。
- お申込みの際には、ご契約内容を以下でご確認ください。
 - ・ 契約概要(本書面)
 - ・ 契約申込書*
 - *情報端末を利用した場合、お手続き画面
- お申込みから契約日までの間に次の変更があった場合、**基本保険金額は変更されます**。
 - ・ 積立利率の変更: **変更後の積立利率が適用されます**
 - ・ 年齢の変更: **変更後の年齢が契約年齢となります**
 したがって、**15日・月末・被保険者の誕生日の直前にお申込みの場合は十分にご注意ください。**

4. リスクと費用

(1) リスク

① 解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスク

契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を反映させます(市場価格調整)。したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

② 為替リスク

契約通貨が次のとき:  米ドル  豪ドル

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお申込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

(2) 費用

契約初期費用

契約日に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。契約初期費用は、契約年齢*および契約通貨に応じた下表の割合を一時払保険料に乗じた金額となります。

| 目的 | 契約年齢* | 契約通貨 | | |
|---------------|---------|-------|-------|-------|
| | | 円 | 米ドル | 豪ドル |
| 保険契約の締結に必要な費用 | 70歳以下 | 4.00% | 9.80% | 9.80% |
| | 71歳~79歳 | 3.75% | 9.50% | 9.50% |
| | 80歳以上 | 3.50% | 8.90% | 8.90% |

*年増法による特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。

保険関係費

- 保険契約の維持等に必要な費用

積立利率を設定する際に保険契約の維持等に必要な費用をあらかじめ差し引きます。

- 死亡保障および高度障害保障に必要な費用

積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。

※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

契約通貨が次のとき:  米ドル  豪ドル

- 一時払保険料を外貨でお支払いいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは、取扱金融機関にご確認ください)。
- 保険金等を外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リファイティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは、取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の①の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
また、②および③の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

①「保険料米ドル入金特約B型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお支払いいただく場合

②「保険料円入金特約B型」を付加し、一時払保険料を円でお支払いいただく場合

③「円支払特約B型」を付加し、保険金等を円でお支払いする場合

*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

| 項目 | 契約通貨 | |
|-------------------------|-----------------------------------|---------------|
| | 米ドル | 豪ドル |
| ① 「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート | (契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭) | |
| ② 「保険料円入金特約B型」の為替レート | 契約通貨のTTM + 50銭 | |
| ③ 「円支払特約B型」の為替レート | 契約通貨のTTM - 1銭 | 契約通貨のTTM - 3銭 |

※2023年4月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。